

改 正 案	現 行
（歳入及び歳出） 第三条 この会計においては、郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）第四十条の規定による郵政事業特別会計からの登記印紙に係る受入金、不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十一条第四項ただし書及び第二百五十一条ノ三第七項ただし書並びに商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十三条第二項ただし書及び第一百三十五条第二項ただし書の規定（他の法令において準用する場合を含む。）並びに電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）第三条第四項ただし書、債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）第十六条第二項ただし書、後見登記等に関する法律（平成十一年法律第一百五十二号）第十一条第二項ただし書及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定による手数料、一般会計からの繰入金、第十条第一項の規定による借入金、第十一条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十一条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳	（歳入及び歳出） 第三条 この会計においては、郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第百九号）第四十条の規定による郵政事業特別会計からの登記印紙に係る受入金、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第四条第三項の規定による手数料、一般会計からの繰入金、第十条第一項の規定による借入金、第十一条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換えによる収入金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、第十条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十一条第一項の規定による一時借入金の利子、同条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

出する。
2
(略)

2
(同上)